

2019年2月8日 TKP 東京駅日本橋カンファレンスセンターにて開催

第45回定期中央委員会報告

その2-B

□ 運動方針(案)

不当労働行為に関する修正動議

《賛成意見要旨》 渡邊委員（東京）

- ・ 不当労働行為に対して現場でのたたかいだけでは限界がある。
- ・ あったことをなかったことにはできない。東労組に加入していることを理由に差別人事が行われている。本体勤務を希望する組合員に対して退職期日直前まで示されないばかりか、要員不足であるにもかかわらず、関連会社への異動提示。
- ・ JRバスでも公然と不当労働行為が行われている。悪宣伝・退職強要などに対して、バス関東本部も団体交渉で実態を訴えているが、会社は認めない。
- ・ 第三者機関依存でなく、活用した行動こそが不当労働行為根絶に向けたたたかいである。

《反対意見要旨》 石川委員（盛岡）

- ・ 第三者機関の判断は第三者が行うので絶対に勝てる保証は無い。
- ・ 第三者機関を活用する場合は組織的に闘う体制の構築、本人と当該職場の決意と闘いの高揚が前提。
- ・ 主戦場は職場。本部、地本、支部、分会が連帯して闘うことが主軸。
- ・ わざわざ修正する必要はない。

《採決》

反対70 棄権0 賛成40 無効0

よって否決されました